

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱

平成 13 年 7 月 27 日

要綱第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、商工観光業者の振興を図る為に商工観光業者が主体的、積極的に行なう事業活動について、伊根町補助金等の交付に関する規則(平成 5 年伊根町規則第 9 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対策事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1)商業振興事業
- (2)機業振興事業
- (3)工業振興事業
- (4)観光業振興事業
- (5)その他町長が特に必要と認める事業

(補助対象経費、補助金額等)

第 3 条 補助の対象となる実施主体、経費、補助金額、補助期間等は別表 1 に定めるところによる。ただし、国、京都府等が実施する類似補助制度により助成を受けている場合及び伊根町開業支援金交付要綱(平成 22 年伊根町告示第 24 号)により支援金を受給されている場合は、補助の対象とはしないものとする。

(事業計画認定申請書の提出)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ伊根町商工会の審査を経て事業計画認定申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 審査基準は、別表 2 に定めるところによる。
- 3 事業計画には、次の事項を定めるものとし、様式は任意で作成するものとする。

- (1) 現状と課題
- (2) 事業内容
- (3) 経営目標
- (4) 雇用機会等の創出に関する具体的な目標
- (5) 地域経済への波及効果
- (6) その他必要な事項

4 前項第 4 号で定める「雇用機会等の創出に関する具体的な目標」については、伊根町在住者 2 名以上の雇用とする。ただし、雇用形態は、パート、季節雇用等の臨時雇用を含むものとする。

(事業計画の認定の可否)

第 5 条 町長は、前条の計画認定申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画の認定を受けた後に、商工観光業振興対策事業補助金交付申請書に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業内容を変更しようとするときは、商工観光業振興対策事業補助金変更承認申請書を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 申請者は事業が完了したときは、速やかに商工観光業振興対策事業補助金実績報告書を町長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 10 条 申請者は事業が完了した翌年から 3 年間、事業計画の進捗状況等について商工会を經由して町長に毎年 4 月末までに 1 回報告するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第 11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この補助金の交付を取り消し又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)事業計画の認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(2)本事業の実施にあたり不正行為があったとき。

(3)廃業もしくは営業の実態が確認できないとき。

(4)前号各号に掲げる場合のほか町長が不相当と認めるとき。

(報告の徴収)

第 12 条 町長は、上記以外に必要な応じて補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、調査を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 13 年度事業から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

別表 1(第 3 条関係)

補助対象事業名	事業内容	事業主体	補助対象経費	補助金額	採択要件
1 商業振興事業	商業の経営改善又は振興に資する事業で、新商品の開発、販路開拓、共同店舗化等地域振興に寄与できると認められる事業	1 町内に住所及び事業所を有する事業主 2 上記 1 で組織する団体 3 その他町長が適当と認める団体	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、店舗等の増築、改修費、その他町長が特に必要と認める経費	事業に要した経費の内、10 分の 3 以内の額(300 万円を上限)又は町長が認めた額	事業費 50 万円以上のものを対象。 施設等の増築、改修については、事業完了後町内在住者 2 名以上の雇用(パート等の臨時雇用含む)が必要。
2 工業振興事業	工業の経営改善又は振興に資する事業で、新商品の開発、販路開拓、技術向上等地域振興に寄与できると認められる事業	1 町内に住所及び事業所を有する事業主 2 上記 1 で組織する団体 3 その他町長が適当と認める団体	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、店舗等の増築、改修費、その他町長が特に必要と認める経費	事業に要した経費の内、10 分の 3 以内の額(300 万円を上限)又は町長が認めた額	事業費 50 万円以上のものを対象。 施設等の増築、改修については、事業完了後町内在住者 2 名以上の雇用(パート等の臨時雇用含む)が必要。
3 機業振興事業	機業の経営改善又は振興に資する事業で、新商品の開発、販路開拓、技術向上等地域振興に寄与できると認められる事業	1 町内に住所及び事業所を有する事業主 2 上記 1 で組織する団体 3 その他町長が適当と認める団体	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、店舗等の増築、改修費、その他町長が特に必要と認める経費	事業に要した経費の内、10 分の 3 以内の額(300 万円を上限)又は町長が認めた額	事業費 50 万円以上のものを対象。 施設等の増築、改修については、事業完了後町内在住者 2 名以上の雇用(パート等の臨時雇用含む)が必要。
4 観光業振興事業	観光業の経営改善又は振興に資する事業で、	1 町内に住所及び事業所を有する事業主	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷	事業に要した経費の内、10 分の 3 以内の額	事業費 50 万円以上のものを対象。

	誘客宣伝、販路開拓、事業者間の連携等地域振興に寄与できると認められる事業	2 上記 1 で組織する団体 3 その他町長が適当と認める団体	製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、店舗等の増築、改修費、その他町長が特に必要と認める経費	(300 万円を上限)又は町長が認めた額	施設等の増築、改修については、事業完了後町内在住者 2 名以上の雇用(パート等の臨時雇用含む)が必要。
5 その他商工観光業の振興に資する事業	上記の事業以外で商工観光業の振興に資すると町長が認めた事業	1 町内に住所及び事業所を有する事業主 2 上記 1 で組織する団体 3 その他町長が適当と認める団体	左記事業に要した経費の内、町長が必要と認める経費	町長が認めた額	

・車両、備品等目的外使用のおそれの多いものは補助対象経費とはしない。

別表 2(第 4 条関係)

伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画審査基準

伊根町商工会は、伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画について、下記の基準により審査を行なう。
<p>1.事業計画の内容及び目標、実施時期等が適切であること</p> <p>1)事業の内容について実効性があること。</p> <p>2)適切な目標を掲げていること。</p> <p>3)実施時期が適切であること。</p> <p>4)店舗等の増築、改修を行なう事例の場合は、規模及び構造が事業目的に合致しているものであること。</p> <p>5)資金調達、収支計画等が適切なものであること。</p>
<p>2.事業の実施体制について</p> <p>1)申請者が商工会の経営指導、診断等の参画を同意すること。</p>

